

障害児福祉手当 を受けるための手続き

<申請に必要なもの>

- 障害児福祉手当認定請求書(窓口で記入)
- 障害児福祉手当(福祉手当)認定診断書
※身体障害者手帳や療育手帳の申請を同時に行う方は、手帳用診断書や手帳で代用可能な場合もあります。
※診断書料は自費となります。作成依頼の前に認定基準に満たす程度であるかご確認ください。
- 身体障害者手帳・療育手帳の写し
※手帳を持っている場合のみ。
- 障害児福祉手当(福祉手当)所得状況届(窓口で記入)
- 重要事項説明書兼同意書(窓口で記入)
- 振込先口座のわかるもの
※通帳など。口座名義人は障害者と同一人。
- 印章(はんこ)
- マイナンバー確認書類
(対象者・配偶者・扶養義務者の分)
下記のうちいずれか1点
a) マイナンバーカード
b) 通知カード(通知カードに記載された氏名、住所等が住民票の記載事項と一致している場合のみ可)
c) マイナンバーが記載された住民票の写し
- 受給者の本人確認書類
写真付き身分証明書1点(マイナンバーカード、運転免許証など) または
写真無し身分証明書2点(加入医療保険の資格情報が確認できる書類、年金手帳など)

<手続場所>

君津市福祉部 障がい福祉課(市役所1階 12番窓口)
TEL 0439-56-1148

※注意事項

- ・施設に入所している場合、手当は受給できません。
- ・認定を受けた場合、申請された月の翌月分から手当が支給されます。
- ・診断書等の審査の結果、非該当(却下)になりますと手当は受給できません。
- ・市の心身障害者(児)福祉手当(月額2,000円～8,650円)及び、障がいを支給事由とする公的給付(障害年金など)との併給はできません。
- ・前年の所得が限度額以上の場合、手当の支給が停止されます。